

2017年11月16日  
山梨県景観セミナー

# 歴史と文化が 地域を元気にする

工学院大学教授・理事長  
後藤 治

## Y県K市(全国?)の課題

少子高齢化、過疎化 / 空き家増加問題

+ 空き店舗増加 / 商店街 = シャッター通り他  
⇒ 学校・病院・郵便局等がなくなる

政府・自治体 : 「観光による交流人口の増加」  
コンパクトシティ構想

⇒ 魅力のないところには、人は来ない

⇔ 人が訪れる街に、人は店を出ず・暮らす

多くの自治体の施策 = 集客施設づくり / 道の駅

※ 道の駅は流行っているが..

⇒ 大型バスで大規模に集客する時代は終わり  
施設に大投資が必要、客の滞在時間は短い

## 新しい時代の観光(発想の転換)

**滞在時間を延ばす、リピーターを増やす**

※ ブラタモリ、街歩き / 買物・食事

地域の日常という非日常に触れる

※ 日帰り+α ⇔ 長期滞在・Iターン他

都会ばかりに目がいていないか？

戦略と戦術 / 銚子は東京の日帰り圏か？

※ 最初は、隣町から人を呼ぶこと

**地域間競争の時代**

人口減少・高齢化社会のなかで

**地域の価値  
を再考する**

## 「地域の価値」を再考する

### ■右肩上がりの時代

駅に近い、面積・部屋数、地価／コンビニ、日照

※ どの街に住んでも条件は同じ

⇒ 都市部への一極集中化／郊外はどこも同じ?

### ■人口減少・高齢化社会の中で・・・

病院、コンビニ(商店街)／公共サービス

⇒ 都市間競争:人が街を選ぶ時代に・・・

◇どのような街が選ばれるのか?

住みたい街 = 訪問したい街

例)横浜、川越、神楽坂、谷中・根津・千駄木

※ そのなかで歴史・文化の果たす役割は?

地方公共団体の「まちづくり」力が問われている



## Y県K市のAさんの言葉 「K市にも良いものはある、けれども・・・」



他の市と比べると・・・  
ずいぶん良いものを壊してしまった。  
街に元気・活気がない。



身近な遺産に気が付いていない(発見)  
玉はみがかないと光らない(活かす)



継続・持続が大事、そのためには？  
仲間を増やす+人の評価他(発信)

## 工学院大学後藤研究室のロゴマーク



福岡県八女市八女福島  
重要伝統的建造物群保存地区





## 福岡県八女市八女福島

空き家・空き店舗の増加

※手工業が継続する町の特性を活かす

⇒ 店舗で工業製品を製作

町並保存(国選定)による観光客増加

⇒ 工業製品の売り上げ増

都会の芸術家(若者)を誘引

⇒ 空き家の借り主に

職人+芸術家の出会い:新しい製品

⇒ 新たな観光客誘致



秋田県横手市増田町  
重要伝統的建造物群保存地区



## 秋田県横手市増田

空き家・空き店舗の増加

⇒企業の出店(稲庭うどん製造業者)

「内蔵」という地域の資源の発見

⇒旧酒蔵を観光案内所・イベントスペースに  
町並保存(国選定)による観光客の増加

⇒旧酒蔵:新たな企業(飲食)の出店

空き家:観光案内所に転用

⇒空き店舗:カフェ、パン屋等の開店

店舗による新たな観光客誘致

## 歴史的建造物の保存・活用へのニーズは 近年飛躍的に高まりつつある

### ◆文化財保護法 関係

#### 1) 伝統的建造物群保存地区

1975年 制度開始 2003年 62地区

2016年 114地区 が国の選定に

#### 2) 登録有形文化財(建造物)

1996年 制度開始

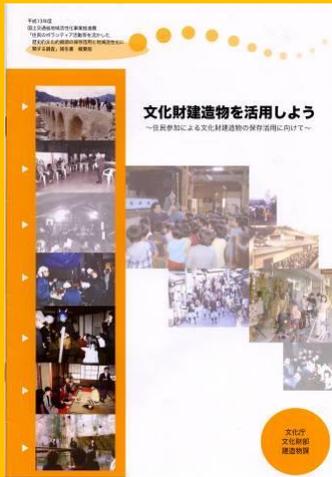
2016年 11,040 件 が国の登録に

(重要文化財 1897年～ ⇒ 2016年 4,892件を国が指定)

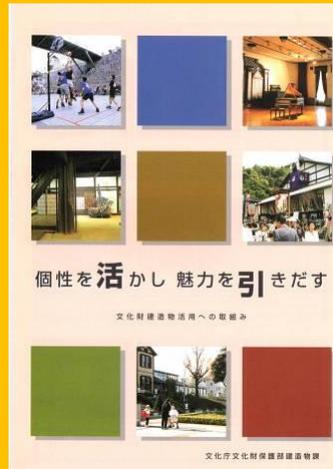
### ◆歴史まちづくり法

2008年 制度開始

2016年 59市町村が歴史的風致維持向上計画を策定



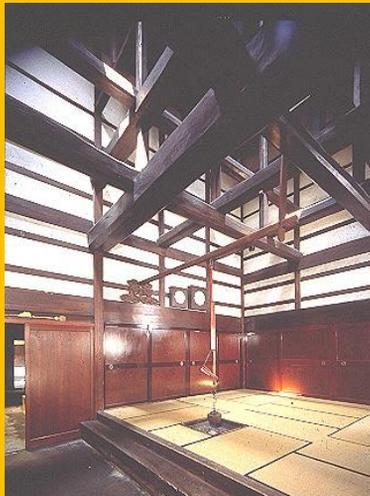
平成13年度  
キーワード：住民参加



平成10年度  
活用：公開  
使い続ける  
新しい価値の創出

## 建造物の活用 ＝ 利用・使用

重要文化財 森家住宅（富山県富山市）  
使うことで魅力がUP!!





**使用・利用が盛んになると**

- ⇒ 利用者の増加
- ⇒ 口コミ・魅力の伝達／野次馬
- ⇒ リピーター効果
- ⇒ 知恵が結集

より魅力的な施設に

**改造を受け入れる**

活用を助ける保存のしくみ

— 歴史的建造物における性能確保の事例 —

病院としての利用を続けるため、新しい階段等の設備を歴史的建造物に付加

**性能の確保**

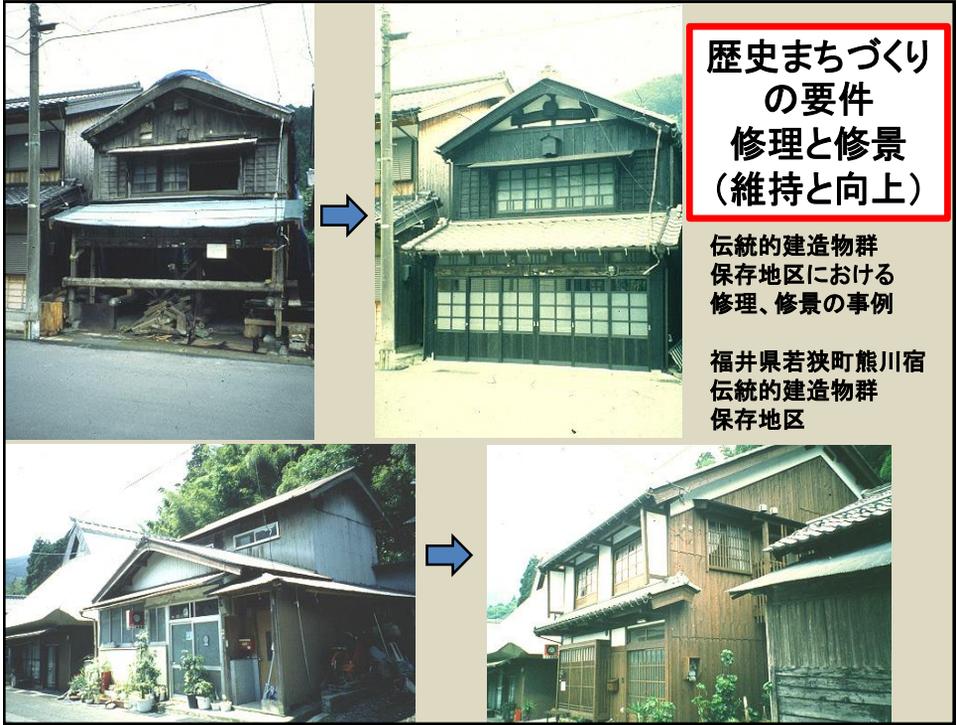
歴史的建造物にも改修が必要

New Escape Staircase  
in Mineral water Hospital  
Bath市、イギリス (Grade I Listed)

歴史的建造物(文化財)の改造を柔軟に認める姿勢が必要

⇒ 文化財保護制度の問題点

どこを残し、どこを変えてよいのか  
明らかにする



**歴史まちづくり  
の要件  
修理と修景  
(維持と向上)**

伝統的建造物群  
保存地区における  
修理、修景の事例

福井県若狭町熊川宿  
伝統的建造物群  
保存地区



**整備後(写真提供アルセッド建築研究所)**

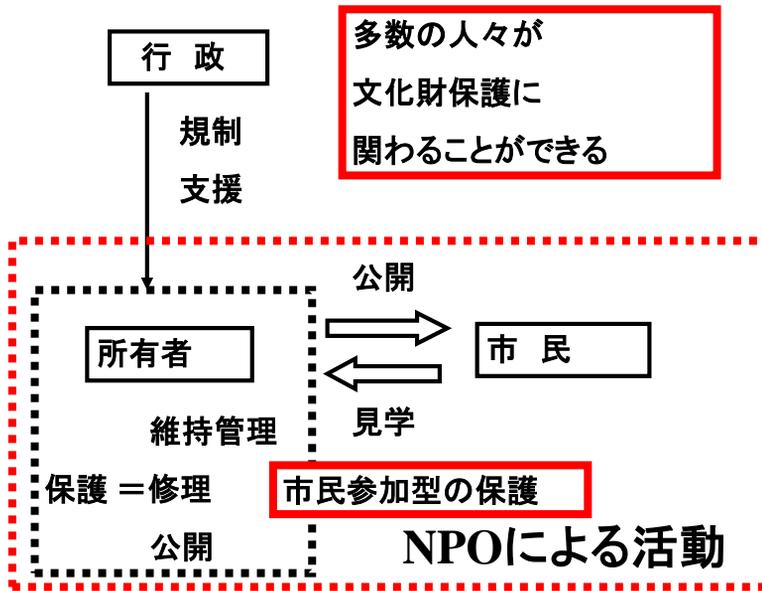


整備後(写真提供アルセツド建築研究所)



After

## 文化財とNPO(市民参加型の文化財保護)



市(公共)

公平性  
不特定多数への公開

税による運営

民間

収益性  
特定目的の利用

自主採算

間をつなぐ  
NPO



公共所有(指定管理者)



企業所有(接待所)



兵庫県篠山市集落丸山

首相官邸 政策会議 2016年9月～

## 歴史的資源を活用した 観光まちづくりタスクフォース

(政府)

内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産副大臣  
文化庁次長 他

(有識者)

金野幸雄 一般社団法人ノオト  
渡邊 准 株式会社地域経済活性化機構

## 歴史的建造物の活用を阻む規制

### 現代の法規にあわない歴史的建造物

歴史的建造物＝建設後相当の年数、

地域特有の工法、周辺地域の環境変化他

⇒ 現行法規が求める基準・性能を満たしていない

※ 大規模改修時等に現行法規にあわせる必要

⇒ 現行法規にあわせると？

不燃化が必要で木造が困難、金具補強が必要等々

⇒ 「歴史的価値を失う」恐れ＋大規模改修が必要

「価値」と「安全」を両立する仕組が日本には無い？

歴史的建造物(一部の文化財を除く)は、

公的支援(補助・税制)、保険等で著しく不利に

### 建築基準法第3条(適用の除外)

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 **文化財保護法**(昭和二十五年法律第二百四号)の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第四十三号)の規定によって重要美術品等として認定された建築物
- 三 **文化財保護法第百八十二条第二項**の条例**その他の条例**の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物(次号において「保存建築物」という。)であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2 この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際**現に存する建築物**若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地がこれらの規定に適合せず、又はこれらの規定に適合しない部分を有する場合には、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に対しては、当該規定は、適用しない。

## 適用除外が必要な建造物

- 1) 都道府県・市町村指定の文化財
  - 2) 文化財保護法の登録有形文化財
  - 3) 伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物
  - 4) 景観法等の景観重要建造物
  - 5) 歴史まちづくり法の歴史的風致形成建造物
  - 6) その他 / ※建築基準法導入前のもの
- 3)、4) 国土交通大臣承認で一部適用除外可能  
⇒ 外観に関わる条文のみ  
⇒ 耐震関係や、内装関係等の適用除外も必要

## 「その他の条例」の導入例(1)

### ■京都市

2012年4月 京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例

2013年11月 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 / 町家 ⇒ 近代建築

### ■神戸市

2011年1月 神戸市都市景観条例 改正

### ■横浜市

2013年11月 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 改正 / 特定景観形成歴史的建造物

**建築審査会の同意のためには？  
特定行政庁(都道府県中心)の協力が必要**

## 「その他の条例」の導入例(1)－2

□福岡県福岡市 2015年3月

福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

□埼玉県川越市 2016年3月

川越市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

□神奈川県鎌倉市 2016年9月

鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

□兵庫県豊岡市 2017年3月

城崎温泉地区における歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

□群馬県富岡市 2017年3月

富岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

特定行政庁以外の市町村への広がり／都道府県の理解が必要

## 「その他の条例」の導入例(3)

□岡山県津山市 2017年9月

津山市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

### ■その他の動向

神奈川県藤沢市 「建築基準に関する条例」により  
適用除外予定

神奈川県箱根町 2017年10月議会に条例改正を上程  
⇒文化財保護条例の改正

京都府京都市 町家に関する包括同意基準の制定  
⇒(地域における型式認定的な扱い)  
+市独自の登録制度の導入  
+町家に関する新条例の制定

国土交通省住宅局建築指導課

2017年2月～

## 歴史的建築物の活用促進に向けた 建築基準に関する連絡会議

兵庫県、京都市、神戸市、横浜市、川崎市他  
(学識者)

後藤治(委員長)

長谷見雄二 早稲田大学

藤田香織 東京大学

## 適用除外 ≠ 安全を軽視

### 適用除外 (< 弾力的適用)



通常 of 建築基準法の適用とは  
異なる方法で安全性を確保  
例えば、

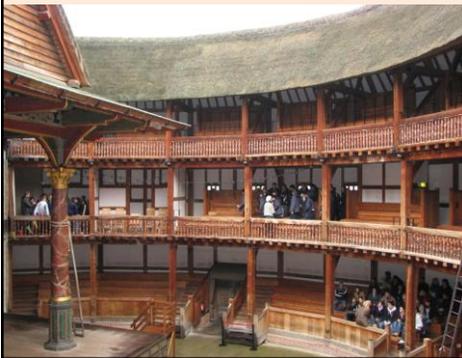
ハード以外のソフトで対応  
地域独自の型式の認定  
通常と異なる設備で対応

※歴史的に価値ある部分 = 弱点になりやすい

イギリス・ロンドン市・グローブ劇場



可燃物が  
多く置かれる  
危険度の高い  
場所に  
設置された  
スプリンクラー



茅葺屋根に  
設置された  
消防設備  
屋根下地は  
耐火ボード

## 保存活用の担い手(専門家)の育成

各都道府県建築士会が中心になり、  
歴史的建造物の調査・修復を行う建築士等の専門家  
(ヘリテージマネージャー)の育成が各地で行われている。

※2017年現在 42都道府県建築士会  
2政令指定都市(NPO)

各都道府県建築士会に専門家の組織結成  
相互協力の開始(例)熊本地震後の調査  
2012年 全国協議会の設立  
2015年に岡山県建築士会が歴史的建造物  
委員会(通称「岡山歴建委員会」)を設立

## おわりに

成功している(元気がある)ところ

⇒ 「効果の連鎖」の発生

市民と行政の覚悟が問われている

継続した長い取り組み、投資

ローマは1日にしてならず

場所の力(Power of the Place)を見直す

⇒ Pride of the Place へ

## 歴史的建造物を残すということ

◆ 建造物としての価値

◆ 地域の歴史を物語る／史跡的な価値

◆ 再生による新しい価値の創出

⇒ 市民のシンボル・誇り／地域のIdentity

※ 耐震補強、再生のための改修等への初期投資

## 歴史的建造物を失うということ

⇒ 空き地、宅地分譲?? ⇒ Identityの喪失

⇒ Identityを失った街は?

+ 周辺地域への波及効果

## 地方と大都市圏を

途上国と先進国の関係に置き換えてみる

地方は貿易赤字状態

蔓延する都会のもの／人口の流出

◆途上国の産業・輸出品

観光／自然・風景・伝統工芸品／Product

⇒ 「歴史・文化・自然」が資源

※ 赤字を解消するためには？

◆地方と途上国の違い

人口の減少と増加／違いによる影響は？

家の建替え：生涯で最も高い買い物  
Y県内を見渡してみると・・・



ハウスメーカーの家が普及  
⇒ 大都市圏への資本流出



住まいづくりの投資を地域に戻し  
地域内での経済循環をつくる

※町並保存は最も効率の良い投資

歴史的建造物の活用がなぜ有効なのか？

## 修復工事がもたらす地域活性化

歴史的建造物＝地域特有の工法

その修復には＝地域の職人・工務店の力が必要

修復工事＝新築工事に比較して人件費率が高い

⇒ 公的支援：最も効率の良い(真水)地域投資

+

歴史的建造物＝木造 ⇒ 地域産木材の使用

職人・工務店＝地域での飲食・祭への参加

+ 消防団への参加

※地域の防災力と地域の職人・工務店

「職人力は防災力」

## 早期の対応が歴史的建造物を救う

新潟県中越地震－地震2週間後の応急措置・復旧の状況



上：専正寺山門(小千谷市、11月6日)

左上下：智泉寺本堂(十日町市、11月6日)

## 地域を元気にする「職人力」の提唱

職人力は防災力	災害時の早期復旧に地域の職人の力は不可欠 新築と修復を同じ職人ができる伝統構法
職人力はまちづくり力	職人の遊びや寄附が地域経済を元気にする
職人力は環境力	国産材を使った家づくり 人力は最も環境にやさしいエネルギー
職人力は教育力	「手仕事の大事さ」の教育がこれから必要に 良い仕事は人への信頼から生まれる
職人力は伝統力	職人の仕事が文化財の保護、文化の振興に 職人の仕事が新たな観光の資源に

地域の職人を非常勤の公務員に採用して  
地域活性化につなげる制度の創設を

## 高齢化・人口減少のなかで・・・

生き残りをかけて・・・

### 地域間競争の時代

選ばれる地域(街)になるためには？

地方都市と私立大学

※特色が無いところは生き残れない  
地方(街)にとっての特色とは？